## 参考資料: The Sydney Morning Herald 記事全体の和訳(粗訳)

## (英文はこちら)

日本で子に会うことを禁じられているオーストラリアの親は、日豪の親権に関する法律の違いに戸惑っているだけだと、山上晋吾駐豪大使は述べ、この問題について「感情が高ぶっている」ことを認めた。シドニー・モーニング・ヘラルド紙とエイジ紙が 8 月に明らかにしたところによると、オーストラリアと日本の親が連れ去り、子どもの親権をめぐって争った結果、最大 68 人の豪日間の子どもが巻き込まれたという。あるケースでは、子どもは学校にいる間にさらわれ、またあるケースでは、実家から連れ去られたり、オーストラリアから日本へ休暇に出されたりして、二度とオーストラリアの親に会えなくなった。

日本の法制度では、最後に子と接触した親が単独で親権を持ち、もう一方の親との接触をブロックする権限が与えられている。この問題は、日本とオーストラリアにとって重要な外交的火種となっており、2つの同盟国の間で唯一意見が分かれている分野でもある。日本と他の西側諸国、米国やフランスとでの間も何百もの未解決のケースを抱えており、3カ国とも日本政府に早急な改善を求め働きかけている。

山上氏は、オーストラリアの親たちは日本の法制度に困惑しており、紛争は子の連れ去りに関するハーグ条約を通じて解決されるべきであると述べた。「オーストラリアと日本の国境を越えて片方の親から子どもが連れ去られるという問題に関しては、双方の感情が高ぶっていることは十分承知しています」と、山上氏は本誌の取材に答えた。「日本の制度はオーストラリアの法制度とは異なるからです。そして、このことがたまたま、オーストラリア人の中には、離婚後にオーストラリア人の父親が赤ちゃんに会えない、抱けないというような混乱の原因になっているのです。|

しかし、こうした発言は日本人のパートナーと法的に結婚したまま日本に在留し続けており、出国すれば子どもに会えなくなるとのではと怯えている親たちを激怒させた。「私はまだ結婚していますが、2年半も子供たちと意味のある接触をしていません」と、東京に住む 2 児の母、キャサリン・ヘンダーソンさんは言う。「事実、拉致問題では法制度が機能せず、面会を保証する法律も存在しません。日本政府が、親による子の連れ去りを防止し、処罰するための法律、制度、手続きを持たなかったことが、私にはかり知れない痛みと苦しみを与えています。」

オーストラリア人の父親カヴは、子どもの身元を保護するために仮名で取材に応じたが、彼は 3 年半にわたって娘に会っていない。彼はユーカリの木で埋め尽くされた和解の拠点を日本の村に作り、2 人が再び会える場所を作りたいと考えている。「私はまだ結婚しています。彼は、日本国民が、国が、どうしてこのように対応できるのか、私に説明できるのでしょうか?」

山上氏は、単独親権制度は外国人だけでなく、日本人の親にも影響を及ぼすと述べた。「共同親権は認められていません。なぜなら父親と母親の関係の条件が十分でなければ、子どもは父親と母親の両方と接することで苦しむかもしれないからです。」「もちろん、制度を見直すべきかどうかは検討されています。しかし、日本は片親しか認められていない数少ない国の一つです。」

ヘンダーソンさんは、2019 年 4 月のある朝、出勤時に子どもたちが夫に連れ去られた後、「2 人の子どもが同じ日に亡くなったような気がした」と語る。「子どもたちを失ったことで、私の人生は大きな影響を受けています。私は今でも、起こったことについて麻痺したようなショックを受けています。ある日、東京郊外の吉祥寺で、3 人家族を見かけました。」「父と娘が別れを告げ、母親は違う方向へ歩き出した。

私はその母親を追いかけて、このままではいけない、娘と会えるのはこれが最後かもしれない、と警告 したくなりました」。

日本の制度には、民事上の親権争いのケースに対する執行メカニズムがない。米国務省は 2018 年、日本の親が裁判所の返還命令に従わない場合、「命令を執行する効果的な手段がなく、結果として不遵守のパターンに陥っている」と指摘した。米海軍司令官ポール・トーランドが、前妻が子を連れ去ってから 4年後に自殺した後、娘との面会を拒否された。その子は、最後に残った子に直接接触のある親族として、日本人の祖母に預けられた。

ヘンダーソンさんは、弁護士から「空(から)親権」だと言われたという。「法的には、私はまだ結婚 しているので、夫と共同で親権を持っていますが、現実的には意味がありません」「この制度には正義や 公平性が全く欠けており、私を苦しめています。

オーストラリアの共同親権に関する法律は、日本の小川富之教授が、日本が単独親権制度を変更することに反対する動きの中で引用されている。小川教授は、2011 年、オーストラリアでは複数の DV 事件発生を受けて、2006 年までの法改正の内容を見直したと主張している。「オーストラリアの 2006 年の法律は、子どもの生命、身体、健全な育成を脅かす結果になりました」「2006 年の法改正は手痛い失敗だった」と、語っていることが 7 月の東京新聞に掲載されている。しかし、オーストラリア家族問題研究所のレビューによると、オーストラリアにおける 2011 年法改正は、子どもの権利の強調を「ほんの少し」修正し、「子どもを危害から守る必要性をより重視する」もの、であることを見出している。

日本に5年間滞在し、日本の法制度を研究した英国の事務弁護士アダム・ペリーは、日本はG20の中で唯一、共同親権の制度を持たない国であると述べる。「子どもの連れ去り(abductions)は親権を得ることだけを主な目的として起こっていることは広く知られています」。ペリー氏は、ハーグ条約を含む日本の国際公約に反して、日本の家庭裁判所は、子どもの最善の利益を第一に考えない親権制度を実施し続けているという。「それは、親による最初の子の拉致を容認し、外国での判決に従わず、連れ去った側の親による接触・接近の拒否を支持している」と述べる。しかし山上氏は、ハーグ条約は日本とオーストラリアの間で機能しており、同条約に基づく子どもの返還要求が検討され、時には認められたこともあると言う。「オーストラリアも日本も、この重要な国際協定の締約国です。そして、具体的なケースは、ハーグ条約の規定に従って処理されるべきです。」